

岩手県告示第8号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号の規定に基づき知事が定める契約(平成17年岩手県告示第1096号)の一部を次のように改正する。

平成21年1月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
1 次に掲げる物品を借り入れる契約 (1)～(5) [略] 2 次に掲げる役務の提供を受ける契約 (1) 1(1)から <u>(5)</u> までに掲げる物品の保守、点検その他の管理 (2)～(13) [略]	1 次に掲げる物品を借り入れる契約 (1)～(5) [略] <u>(6) 道路維持作業用自動車</u> 2 次に掲げる役務の提供を受ける契約 (1) 1(1)から <u>(6)</u> までに掲げる物品の保守、点検その他の管理 (2)～(13) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	